

新潟市水道局経営会議設置要綱

(設置)

第1条 水道事業経営の基本方針及び重要施策等について審議決定し、水道事業を総合的かつ効率的に推進するため、新潟市水道局経営会議（以下「経営会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 経営会議は、新潟市水道事業管理者（以下「管理者」という。）、部長及び部次長をもって構成する。

- 2 管理者は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を会議に出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(会議)

第3条 経営会議は、管理者が主宰する。

- 2 管理者に事故があるときは、総務部長がその職務を代行する。
- 3 会議は、管理者が必要と認めるときに随時開催する。

(議題)

第4条 経営会議の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 水道事業経営の基本方針及び重要施策に関する事項
- (2) 中長期的な経営計画に関する事項
- (3) その他管理者が必要と認める事項

(指示事項の通知等)

第5条 経営会議は、その会議において改善事項等の指示があった場合は、速やかに、当該指示事項等を、所管課長等に通知するものとする。

- 2 前項の改善事項等の指示を受けた課長等は、当該指示事項に対する措置・対応案を経営会議に報告するものとする。

(事務局)

第6条 経営会議の庶務は、経営管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、経営会議の運営について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。